

尾張旭市地域公共交通会議開催要綱

(目的)

第1条 尾張旭市地域公共交通会議（以下「交通会議」という）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項について検討するため開催する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について検討を行う。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項

(2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議は、次に掲げる者により構成する。

(1) 住民又は利用者の代表

(2) 学識経験者

(3) 一般乗合旅客自動車運送事業者

(4) 一般乗用旅客自動車運送事業者

(5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体

(6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

(7) 愛知運輸支局長又はその指名する者

(8) 県の関係行政機関の職員

(9) 市職員

(交通会議の運営)

第4条 会長及び副会長は、交通会議の構成員の中から依頼する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 交通会議は原則として公開とする。

5 交通会議の庶務は、尾張旭市企画部企画課が処理する。

(検討結果の取扱い)

第5条 交通会議において検討された事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、交通会議が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

尾張旭市地域公共交通会議構成員名簿

役 職	構成員氏名	備 考
構成員	荻谷 勝	住民（自治連合協議会本地ヶ原連合自治会長）
構成員	伊藤 寛	住民（自治連合協議会旭丘連合自治会長）
構成員	城 文子	利用者（公募）
構成員	寺田 千珠子	利用者（公募）
構成員	渡辺 鎮夫	利用者（公募）
構成員	伊豆原 浩二	学識経験者（名古屋産業大学教授）
構成員	加藤 直樹	一般乗合旅客自動車運送事業者 （名鉄バス株式会社運輸部運輸第2課長）
構成員	鈴木 肇	一般旅客自動車運送事業者の組織する団体 （社団法人愛知県バス協会専務理事）
構成員	天野 清美	一般乗用旅客自動車運送事業者 （株式会社あんしんネットあいち代表取締役） 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体 （名古屋タクシー協会副会長）
構成員	土井 正幸	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 （愛知県交通運輸産業労働組合協議会議長）
構成員	佐々木 和久	愛知運輸支局長又はその指名する者 （中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官）
構成員	青木 透	県の関係行政機関の職員 （愛知県地域振興部交通対策課長）
構成員	藤岡 可三	県の関係行政機関の職員 （愛知県尾張建設事務所維持管理課長）
構成員	山田 幹夫	県の関係行政機関の職員 （愛知県守山警察署交通課長）
構成員	大橋 邦弘	市職員（尾張旭市企画部長）